

開放時間・区分の見直しについて（案）

実態

校庭

	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00						B団体	A団体
12:00~13:00							
13:00~17:00						A団体	B団体
17:00~18:30							
18:30~21:00	C団体	E団体	F団体	C団体	E団体	F団体	B団体

体育館

	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00							E団体
12:00~13:00						D団体	
13:00~17:00							F団体
17:00~18:00				D団体			
18:00~21:00	A団体	B団体	C団体	E団体	A団体	Y団体	Z団体

テニスコート（青山中学校のみ）

	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00						E団体	F団体
12:00~13:00							
13:00~17:00						G団体	H団体
17:00~18:30							
18:30~21:00	A団体	B団体	C団体	E団体	F団体	G団体	



変更案

変更案①

	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00						9:00~12:00	
12:00~15:00						12:00~15:00	
15:00~18:00						15:00~18:00	
19:00~21:00	C団体	E団体	F団体	C団体	E団体	18:00~21:00	

変更案②

	月	火	水	木	金	土	日
9:00~13:00						9:00~12:00	E団体
13:00~17:00						12:00~15:00	F団体
17:00~19:00	A団体			D団体	A団体	15:00~18:00	
19:00~21:00		B団体		E団体		18:00~21:00	

変更案【補足説明】

時間枠を細分化し、まず学校行事（部活動、運動会、学校と関係が深い団体）の枠を確保します。
 その上で、まず、既存団体（これまで学校施設での活動実態のある学区域の子どもが所属する事前届出団体等）に割り振ります。（システム予約の範囲外）
 その後、空いた残りの枠を新規団体（事前届出団体であり、これまで学校施設を使用できていない団体等）及び一般団体（在勤団体等）を対象に施設予約システムにより申込みを受け付けます。